

が所長自宅を訪問即答を求めたるも所長は本社と打合の關係  
上十日間の回答保留を希望したる處従業員も之を諒とし一應  
就業すべく申合せたのである

會社側は翌二十一日首腦部會議を開き對策を協議し本社に指  
導を打電したのであるが従業員側は會社の態度よりして交渉  
決烈を豫想し二十四日男工全員の調印を求めたる處女工全員  
も之に賛同し偶々退門中の従業員が全總九州聯合會の質上關  
争ビラの撤布を受けたる爲之に刺戟され再度所長を訪問すべ  
く代表七名が會社を訪れるに至つた。

會社側は全總九州聯合會の介入を恐れ本社の指令を俟たず獨  
斷にて解決すべく代表の會見申込に應じ折衝の結果別項の浦  
り大部分の要求を認めたる爲従業員側も今後一層能率増進に  
努力する事を誓ひ二十六日午前一時解決したのである。

十三 解決 條 件

- 1、日給一割五分増額
- 2、皆勤手當は研究の上實施す
- 3、四大節は公休とし日給金額支給
- 4、昇給は一箇月の收入五拾圓迄昇給率を増加す
- 5、賞與は社會情勢に順應し考慮す
- 6、残業は時間を増す毎に率を増加す
- 7、公務缺勤の日給は金額を支給す
- 8、公傷の場合は健康保険と本給との差額を負擔す